

令和元年

第3回市議会定例会 議案第4号

函館市手数料条例の一部改正について

函館市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月2日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市手数料条例の一部を改正する条例

函館市手数料条例（平成12年函館市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

| | | |
|---|-------|------|
| 住民基本台帳法第12条第1項または第12条の3第1項もしくは第2項の規定に基づく住民票に記載をした事項に関する証明書の交付 | 1通につき | 300円 |
| 住民基本台帳法第20条第1項、第3項または第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付 | 1通につき | 300円 |

を

」

「

| | | |
|---|-------|------|
| 住民基本台帳法第12条第1項または第12条の3第1項もしくは第2項の規定に基づく住民票に記載をした事項に関する証明書の交付 | 1通につき | 300円 |
| 住民基本台帳法第15条の4第1項、第3項または第4項の規定に基づく除票の写しの交付 | 1通につき | 300円 |
| 住民基本台帳法第15条の4第1項、第3項または第4項の規定に基づく除票に記載をした事項に関する証明書の交付 | 1通につき | 300円 |
| 住民基本台帳法第20条第1項、第3項または第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付 | 1通につき | 300円 |
| 戸籍の附票に記載をした事項に関する証明書の交付 | 1通につき | 300円 |
| 住民基本台帳法第21条の3第1項、第3項または第4項の規定に基づく戸籍の附票の除票の写しの交付 | 1通につき | 300円 |

に、

」

| | | |
|----------------------------|--------|-------|
| 戸籍の附票の除票に記載をした事項に関する証明書の交付 | 1 通につき | 300 円 |
|----------------------------|--------|-------|

| | | |
|---|--------|-------|
| 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第29条第1項の規定に基づく新たな個人番号カードの交付（市長が定めるやむを得ない事由による交付を除く。） | 1 通につき | 800 円 |
| 戸籍の附票に記載をした事項に関する証明書の交付 | 1 通につき | 300 円 |

| | | |
|---|--------|-------|
| 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第29条第1項の規定に基づく新たな個人番号カードの交付（市長が定めるやむを得ない事由による交付を除く。） | 1 通につき | 800 円 |
|---|--------|-------|

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

住民基本台帳法の一部改正に伴い、除票の写し等の交付に関する規定を整備するため